指定難所などに関する。 文展制度を紹介します

難病とは、発病の仕組みが明らかでなく、治療方法 今回は、指定難病などに関する支援制度についてお を必要とするものをいいます。 が確立していない希少な疾病で、長期にわたり療養 知らせします。



難病の種類

指定難病

病です。現在、331疾病が対象です。 もののうち、厚生労働大臣が指定した疾 が確立していることの両方にあてはまる る必要性が高いもので、患者数が一定の 人数より少ないこと、客観的な診断基準 から判断して、良質で適切な医療を受け 難病のうち、 患者の置かれている状況

特定疾患

究事業もあります。 が独自に指定する2疾患です。そのほか に、先天性血液凝固因子障害等の治療研 厚生労働省が指定する4疾患と静岡県

小児慢性特定疾病

厚生労働大臣が指定した疾病です。現在、 756疾病が対象です。 たり、高額な医療費の負担が続く疾病で、 小児慢性疾病のうち、治療が長期にわ

医療費の助成 (県が認定・支給)

受けることにより、 たしている人は、 診断を受けた人のうち、一定の基準を満 因子障害等、 指定難病、 または小児慢性特定疾病と 特定疾患、先天性血液凝固 医療受給者証の交付を 医療費の一部が助成

> されます。受給者証の交付を受けるには、 お願いします。 治医と相談してから富士保健所へ申請を 疾病ごとに認定基準がありますので、主

び申請方法など詳しくは、富士保健所に んください。 問い合わせるか、県ウェブサイトをごら 対象疾病一覧や、医療費助成の制度及

➡ http://www.pref.shizuoka.jp/

※これらの医療受給者証を交付されてい る18歳(18歳到達後最初の3月31日) お問い合わせください。 なります。詳しくは、こども家庭課に 療費の償還払い(払い戻し)の対象と 療分医療費の自己負担金は、こども医 までの人が、当該療養に要した保険診

問い合わせ

- 富士保健所福祉課 **「指定難病」「特定疾患」 について** ★ (65) 2659 富士保健所医療健康課 「小児慢性特定疾病」 について
- **■**fu-kokatei@div.city.fuji.shizuoka.jp **☎** (55) 2738 こども家庭課 「こども医療費」について M(51)0247

2 (65) 2647

療養扶助費 (市が支給

います。 削減を図るため、療養扶助費を支給して 市では、 難病患者の療養に伴う経費の

対象/「特定医療費(指定難病) 受給者 証」「特定疾患医療受給者証」「先天性 を受けた人 児慢性特定疾病医療受給者証」の交付 血液凝固因子障害等医療受給者証」「小

支給金額

律支給分

人院支給分 1万円(受給者証の有効期間内に1回

- 1か月の入院日数が15 合、月に1万円 日以上の 場
- 1か月の入院日数が 合、月に5000円 14 日 以下の

便性向上のため、車いすなどの購入費用 しくは保健医療課にお問い合わせください。 常生活用具給付事業」を行っています。詳 の一部を助成する「小児慢性特定疾病日 護家族リフレッシュ事業」、在宅患者の利 どの費用の一部を助成する「難病患者介 いる家族の負担軽減のため、 そのほか、難病患者の介護に従事して 訪問看護な

問い合わせ 保健医療課

障害福祉サービス

福祉サービスが受けられます(一部、身 有無に関わらず、必要と認められた障害 難病患者も、身体障害者手帳の所持の

> ないサービスや、障害支援区分の認定が 体障害者手帳のない難病患者が利用でき 必要な場合があります)。

主な障害福祉サービス/居宅介護(ホ 問い合わせに障害福祉課 補装具費の支給、日常生活用具の支給 ムヘルプ)、短期入所(ショートステイ)、

■fu-syougai@div.city.fuji.shizuoka.jp **☎**(55) 2761 **Ⅲ**(53) 0151

富士市難病患者・家族連絡会

生活を送ることができるよう、 更しました。難病患者と家族がよりよい よって構成された会です。昨年、難病患 な支援活動をしています。 士市難病患者・家族連絡会」に名称を変 し、「富士市難病団体連絡協議会」から「富 者とその家族がより頼れる患者会を目指 難病患者及び患者家族、賛助会員に さまざま

[活動内容]

と き/毎月第1・3水曜日 ※秘密は厳守します。 ●電話、面接による相談 10 15時

- 難病患者総合相談会の開催 に開催 毎年6 月
- 会員同士の交流及び他団体との交流

医療講演会の開催

など

問い合わせ

泉 富士市難病患者・家族連絡会会長 方 **23・**図(61) 8749